

租税教育の講師養成及び派遣等に関する実施基準

平成 16 年 12 月 3 日
制 定

平成 17 年 12 月 26 日一部変更	平成 18 年 7 月 4 日一部変更
平成 18 年 9 月 1 日一部変更	平成 19 年 4 月 2 日一部変更
平成 20 年 3 月 4 日一部改正	平成 21 年 4 月 24 日一部改正
平成 22 年 2 月 2 日一部改正	平成 22 年 4 月 2 日一部改正
平成 23 年 12 月 15 日一部改正	平成 25 年 3 月 1 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正	

1. 趣 旨

この実施基準は、東京税理士会（以下「本会」という。）が定める「租税教育運営要領」に基づき、本会が実施する租税教育における講師の養成、派遣、謝金等について必要な事項を定める。

2. 講師養成の目的

本会が行う租税教育のための講師養成は、本会が定める「租税教育基本要綱」の理念に沿って、税理士の専門的職能を活かし、申告納税制度の維持発展に資する租税教育を実施するにあたり必要な人材を育成することを目的とする。

3. 講師希望者の募集

本会は、税理士登録後 1 年以上を経過した会員で、かつ「登録時研修」、「法律講座」又は『「租税に関する訴訟の補佐人制度」に係る大学院との提携研修」のいずれかを受講した会員、又は、支部長から推薦のあった会員の中から、本会が実施する租税教育における講師となることを希望する者を本会が直接又は支部を通じて募集する。

4. 講師養成のための研修

本会は、講師として新規登録又は更新登録を希望する者に対して、次の要領により養成研修を実施する。

(1) 研修内容

- ①租税教育のための実施手引きの解説
- ②標準テキストの解説
- ③授業例の紹介
- ④関連する情報の提供
- ⑤その他租税教育に必要な事項

(2) 研修の実施方法

上記 (1) の研修については租税教育推進部が実施する。

5. 講師登録及び名簿の作成

- (1) 上記 4 の研修を受講した者を、講師名簿に登録する。
- (2) 本会は、講師名簿を作成し、管理する。

6. 租税教育講師の登録期間及び更新手続

登録講師の資質の向上及び情報交換・共有を図ることを目的として、以下のように更新期間及び更新手続について定める。

- (1) 講師の登録期間は、講師名簿登録後1年を経過して最初に到来する3月31日までとする。
- (2) 名簿登録期間の更新を希望する者は、名簿登録期間内に上記4の研修を受講しなければならない。ただし、租税教育推進部長が正当な理由があると認めたときは、この限りでない。
- (3) 更新後の名簿登録期間は毎年4月1日より1年間とする。

7. 講師派遣依頼の受付

講師派遣を依頼する者は、「租税教育講師派遣依頼書」(別紙様式①)を提出するものとする。

8. 講師の委嘱

租税教育推進部長は、講師派遣の依頼を受けたとき、又は本会が主催する租税教育を実施するときは、講師について、講師名簿に登録してある者の中から委嘱する。

支部を通じて講師派遣の依頼があった場合は、「租税教育講師派遣依頼書」に記載されている予定講師を派遣する。

9. 報告書の提出

講師は租税教育講座終了後、速やかに「租税教育終了結果報告及び謝金請求書」(別紙様式②)を租税教育推進部長宛に提出しなければならない。

なお、支部からの依頼により講師派遣をした場合で、報告書が支部に提出されたときは、支部長は速やかに本会に提出するものとする。

10. 講師謝金等

- (1) 講師謝金の額は、同日内の講義の回数に関わらず、「研修会講師、相談員等の謝金等に関する支払基準」(以下「支払基準」という。)により支払うものとし、「租税教育終了結果報告及び謝金請求書」を受理後、講師の指定する金融機関口座に振り込むものとする。なお、一講義において複数の講師を配置した場合においても、講師謝金の額は増額しないものとする。
- (2) 講師謝金は、事前に「租税教育講師派遣依頼書」が提出されているものにつき支払うこととする。
- (3) 租税教育を実施した機関又は団体から講師謝金等が支払われ、その金額が支払基準の額に満たない場合は、不足分を本会が負担する。
- (4) 「租税教育運営要領」の3(4)②に規定される講師謝金の額は、関連部署と協議の上決定し、「租税教育終了結果報告書」(別紙様式③)を受理後、講師の指定する金融機関口座に振り込むものとする。
- (5) 東京都島しょ部で実施する租税教育については、講師謝金のほか、旅費規程に基づく旅費を支給する。

11. 実施基準の改廃

この実施基準を改廃するときは、租税教育推進部の議を経て常務理事会に報告しなければならない。

附 則

この基準は、平成16年12月3日から施行する。

ただし、租税教育の講師の経験がある者で支部長の推薦を受けた者は、3に規定する研修を受講したものと認めることができる。

附 則

この改正規定（別紙様式①・②）は、平成17年12月26日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成18年7月4日から施行する。

附 則

この改正規定（別紙様式①）は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この改正規定（別紙様式①・②含む）は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この改正規定（別紙様式①・②含む）は、平成20年3月4日から施行し、4月1日から適用する。

附 則

この改正規定（別紙様式③含む）は、平成21年4月24日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、平成22年2月2日から施行する。
- 2 平成21年4月1日に始まる事業年度から当分の間、9（1）に規定する講師謝金に交通費相当2千円を加算して支給する。

附 則

この改正規定（別紙様式②含む）は、平成22年4月2日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成23年12月15日から施行し、平成23年度分の島しょ部への租税教育から適用する。

附 則

この改正規定は、平成25年3月1日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、4（2）、7、8及び10の改正規定（別紙様式①②③含む）は、第57回定期総会終了の時から適用する。

附 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

* 「講師名簿の登録・更新制度について」の参考資料

；本会会報2014年5月号（Volume No.688）・案内版（19面）をご参照下さい。